

1 6 罹災証明書、災害見舞金等の各種救済措置

(1) 生活安定総合相談窓口の開設

生活課

情報管理課

危機管理課

ア 経過及び内容

3月11日より、生活課及び市民情報室に、帰宅困難者及び広域避難者等の生活の再建を支援するため、『福島市東北地方太平洋沖地震生活安定総合相談窓口班』を設置した。

相談に対しては、関係各課が連携して対応した。

設置当初は土日祝日も開設していたが、9月からは、相談件数の減少から、窓口を縮小し、祝日を除く月曜日から土曜日の開設とした。

さらに11月からは平日のみの開設とした。

イ 対応件数及び相談内容（平成23年3月11日から31日まで）

地震発生時から1ヵ月間で、7, 236件の相談が寄せられた。

市内からの問い合わせでは、ライフラインに関する問い合わせが最も多く、次いで生活物資に関する問い合わせが多かった。

市外からの問い合わせでは、避難所に関する問い合わせがもっとも多く、次いで生活物資に関する問い合わせが多かった。

	対応件数	相談内容																			
		市内									市外										
		避難所関係	生活物資	ライフライン	安否関係	生活安定	放射能	ボランティア	罹災証明発行	その他	小計	避難所関係	生活物資	ライフライン	安否関係	交通関係	生活安定	放射能	ボランティア	その他	小計
3月11日(金)	22	22								22										0	
3月12日(土)	370	102	95	109						306	33				31					64	
3月13日(日)	1,142	298	112	203	12					625	212	209		41	55					517	
3月14日(月)	1,622	45	300	257						602	467	424		92	37					1,020	
3月15日(火)	1,213		215	130						345	404	405		48	11					868	
3月16日(水)	183	9	8	20			2		17	56	49	12	29	6	1		3		27	127	
3月17日(木)	216	6	22	54		20	9		63	174	18	6	5		5	2			6	42	
3月18日(金)	353	24	5	45	5	43	21		11	60	214	24	18	71	4	7	3	1	11	139	
3月19日(土)	293	3	7	24	1	33	30	52		19	169	19	7	10	3		5	17	44	124	
3月20日(日)	139	8	9	14	1	30	5	18	10	17	112	2	3	1	2		4		7	8	27
3月21日(月)	133		4	5		25	5	50	6	11	106		1	2	5		10	2		7	27
3月22日(火)	237	4	6	3		48	2	33	49	23	168	16	8		9		20	2	10	4	69
3月23日(水)	131	2	1			29	8	25	36	11	112	3			4		3		3	6	19
3月24日(木)	157	3			2	54	5	27	39	9	139	3			1		9			5	18
3月25日(金)	193	4		3		45	5	17	53	28	155	5					21		3	9	38
3月26日(土)	114	5	1	5	1	7	6		21	17	63	3		1	2		27	6		12	51
3月27日(日)	126	5		7		28	5	7	20	10	82	5	5	1	4		17	1	1	10	44
3月28日(月)	219	4		4	2	34	13	33	65	33	188	1		1		1	14	1		13	31
3月29日(火)	138	1		2		22	1		68	23	117						16			5	21
3月30日(水)	128	2				49	2		55	2	110						16			2	18
3月31日(木)	107			1	1	22		1	57	5	87	1	1				13	1		4	20
3月合計	7,236	547	785	886	25	489	119	263	490	348	3,952	1,265	1,099	121	221	148	180	34	68	148	3,284

(2) ボランティアセンターの開設

生活課

⇒

市民活動支援課

H23. 5. 1～

ア 経過及び内容

3月12日に福島市災害ボランティアセンターを生活課に開設し、市社会福祉協議会が運営。避難所支援、ニーズ調査、個人宅支援、支援物資運搬・仕分、給水支援、配食支援、情報誌配付などの活動内容に対し、ボランティアの登録及び派遣を行った。

4月4日からは市社会福祉協議会内（保健福祉センター1階）に移転した。

イ ボランティア申請件数（平成23年度末まで）

平成22年度 3月：822件

平成23年度 4月：503件、 5月：294件、 6月：324件

7月：194件、 8月：126件、 9月：73件

10月：164件、 11月：260件、 12月：176件

1月：27件、 2月：31件、 3月：114件

合計	3,108件
----	--------

(3) 罹災証明書の発行

危機管理課

情報管理課

各支所

大震災による住家等の被害について、地震保険等に使用する必要から市民からの「罹災証明願」を受け罹災証明書を発行した。特に、平成23年6月20日から実施された高速道路無料措置については、罹災証明書の提示が要件とされたため、本庁窓口、各支所窓口にて市民が殺到した。

罹災証明書の発行状況

月別発行内訳

	発行件数	累計
H23. 5月末	8,424	8,424
6月末	86,101	94,525
7月末	35,112	129,637
8月末	12,298	141,935
9月末	4,595	146,530
10月末	3,827	150,357
11月末	2,311	152,668
12月末	1,346	154,014
H24. 1月末	1,365	155,379
2月末	297	155,676
3月末	1,268	156,944
4月末	631	157,575
5月末	507	158,082
6月末	831	158,913
7月末	701	159,614
8月末	391	160,005
9月末	162	160,167
10月末	221	160,388
11月末	20	160,408
12月末	187	160,595
H25. 1月末	414	161,009
2月末	24	161,033
3月末	226	161,259

本庁・支所別発行内訳

	発行件数
1階窓口	40,585
危機管理室	617
渡利支所	8,735
杉妻支所	8,570
蓬萊支所	6,432
清水支所	16,294
東部支所	5,583
北信支所	17,751
吉井田支所	7,491
西支所	3,014
土湯温泉町支所	342
信陵支所	7,694
立子山支所	341
飯坂支所	9,241
松川支所	6,800
信夫支所	6,593
吾妻支所	12,432
飯野支所	2,553
茂庭出張所	191
計	161,259

(4) 災害見舞金

地域福祉課

市、県、国義援金とあわせて、福島市災害見舞金等支給要綱に基づき、「半壊・大規模半壊」の世帯に5万円、「全壊」の世帯に10万円の支給を実施した。

(5) 災害弔慰金

地域福祉課

□ 支給実績（直接死）

平成23年度

生計維持者 2人 10,000千円
その他の者 4人 10,000千円

平成24年度（災害関連死）

生計維持者 1人 5,000千円
その他の者 6人 15,000千円

(6) 被災者生活再建支援金

資産税課

⇒

地域福祉課

H24.10.1～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、居住する住宅が「全壊」又は「大規模半壊」するなどして、被害を受けた住宅に実際に住んでいた世帯の世帯員を対象とし、支援金を支給した。

支援金には、基礎支援金と加算支援金の2種類がある。

① 基礎支援金

住宅の被害程度と世帯の区分により次の支援金を支給した。

「全壊」と判定された場合—複数世帯（2人以上の世帯）	100万円
単数世帯（単身世帯）	75万円
「大規模半壊」と判定された場合—複数世帯（2人以上の世帯）	50万円
単数世帯（単身世帯）	37.5万円
「半壊」と判定され解体した場合—複数世帯（2人以上の世帯）	100万円
単数世帯（単身世帯）	75万円

② 加算支援金

上記①の支援金に加え、「建設（建替）又は住宅の購入」、「被災住宅の補修」、「賃貸」の3つの再建方法をとった場合に、再建方法と世帯の区分により次の支援金を支給した。

「建設（建替）又は住宅の購入」—複数世帯（2人以上の世帯）	200万円
単数世帯（単身世帯）	150万円
「被災住宅の補修」—複数世帯（2人以上の世帯）	100万円
単数世帯（単身世帯）	75万円
「賃貸」—複数世帯（2人以上の世帯）	50万円
単数世帯（単身世帯）	37.5万円

③ 支援金の申請期間（延長経過）

1) 当初	・基礎支援金	平成23年5月1日から平成24年4月10日まで
	・加算支援金	平成23年5月1日から平成26年4月10日まで
2) 延長	・基礎支援金	平成23年5月1日から平成25年4月10日まで
	・加算支援金	同じ
3) 延長	・基礎支援金	平成23年5月1日から平成26年4月10日まで
	・加算支援金	平成23年5月1日から平成30年4月10日まで
4) 延長	・基礎支援金	平成23年5月1日から平成27年4月10日まで
	・加算支援金	同じ

④ 申請書の流れ

申請書は、福島市（資産税課）での受付後、福島県を經由して、本制度の実施機関である「財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）」に郵送され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれた。

⑤ 支援金受付体制

- ・ 被災者生活再建支援制度の概要をふくしま市政だより 4 月 21 日号（2011 年）に掲載。
- ・ 災害見舞金手続き勸奨訪問を実施（平成 23 年 4 月 21 日～22 日）し、被災者生活再建支援制度の説明及び申請用紙を配布し、支援金の申請受付を 5 月 1 日より開始した。
- ・ 福島市で避難指示を行ったあさひ台団地被災者に対する個人相談会（4 月 28 日）を蓬萊学習センター分館大ホールで開催し、被災者生活再建支援制度の説明を行った。
- ・ 「全壊」又は「大規模半壊」の判定を受けている世帯の方に、平成 23 年 4 月 30 日以降、制度の概要を記載したパンフレットと申請書等を送付した。
- ・ 5 月の支給申請受付については、祝日・土・日休まず本庁及び各支所を巡回しながら受付を実施し、6 月以降も本庁については土・日も受付を実施した。

⑥ 当該支援金については、当初は資産税課において担当したが、この制度は被災者の生活復興のためであり、支援金受付窓口については、平成 24 年 10 月 1 日より健康福祉部地域福祉課へ移行した。

⑦ 申請件数及び金額

平成 25 年 11 月 30 日現在の被災者生活再建支援金申請件数は、下記のとおりである。

基礎支援金	1, 1 2 8 件	8 7 6, 5 0 0 千円
加算支援金	7 8 3 件	1, 0 3 5, 7 5 0 千円
合 計	1, 9 1 1 件	1, 9 1 2, 2 5 0 千円

(7) 住宅の応急修理

地域福祉課

「大規模半壊」・「半壊」の被害を受け、応急修理を行う方に支給した。

□ 対象：次の①～④の全てを満たす方で居住家屋の修理を行う方

- ①半壊・大規模半壊の被害を受けたこと(全壊でも応急修理で居住可能な場合は対象)
- ②応急修理で避難所などへ避難を必要としなくなること
- ③応急仮設住宅(民間賃貸住宅借り上げを含む)を利用しないこと
- ④(半壊世帯のみ)前年の世帯収入などが要件に該当すること

□ 応急修理の範囲

屋根、柱、床、外壁、基礎、ドア、窓、住宅の設備など

□ 限度額 5 2 万円

□ 実績

修理完了件数 1, 3 0 3 件

修理費 6 2 0, 3 4 7, 7 2 8 円

(8) 災害援護資金貸付

地域福祉課

平成 2 3 年 3 月 1 1 日発生の東日本大震災による被災世帯へ対する、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付を行う制度である。

(根拠法令：災害弔慰金の支給等の関する法律)

通常の貸付けは、災害発生翌月 1 日から 3 ヶ月以内であるが、東日本大震災においては、その被害の甚大さが鑑みられ、平成 2 3 年 5 月 2 日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援

助及び助成に関する法律」が公布施行されたことにより、貸付期間が平成30年3月31日までとなっている。

平成23年度災害援護資金貸付執行状況

単位：千円

負傷区分	損害区分	貸付上限額	件数	貸付額
世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合	家財の1/3以上の損害	1,500	13	16,420
	住居の半壊	1,700	105	169,140
	住居の全壊	2,500	3	6,600
世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	家財の1/3以上の損害	2,500	0	0
	住居の半壊	2,700	1	2,700
	住居の全壊	3,500	0	0
計			122	194,860

平成24年度災害援護資金貸付執行状況

単位：千円

負傷区分	損害区分	貸付上限額	件数	貸付額
世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合	家財の1/3以上の損害	1,500	15	21,400
	住居の半壊	1,700	43	69,200
	住居の全壊	2,500	5	10,400
計			63	101,000

(9) 災害ごみ仮置き場の開設

清掃管理課

震災により発生した、がれきや粗大ごみの受入を行った。

・福島工業団地

開設期間 平成23年3月14日から平成23年3月23日

受付件数 619件（延べ受入956回）

・福島研究公園

開設期間 平成23年3月14日から平成23年4月30日

受付件数 7,458件（延べ受入11,815回）

・松川工業団地

開設期間 平成23年3月14日から平成23年4月30日

平成23年5月16日から平成23年7月1日

平成23年8月1日から平成23年9月16日

受付件数 3,678件（延べ受入5,379回）

(10) 損壊家屋等の解体処理事業

清掃管理課

震災により損壊した個人及び中小企業者等が所有する家屋等について、二次災害の防止及び生活環境上の保全を図るため、所有者からの申請等に基づき、市が解体処理等を実施した。

対象範囲：罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊(その他)」と判断された家屋等

受付期間：平成23年7月11日から平成24年6月29日

受付件数：3,168件

(11) 税・保険料等の措置

■ **市民税課**

ア **個人市民税・県民税の減免**

平成23年6月市議会定例会議案第56号専決処分承認の件中、専決第16号東日本大震災による被害者に対する市税の減免に関する条例の制定については、平成23年4月26日付けで承認され、東日本大震災により特に甚大な被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる者に対し、減免措置を行った。

対象となる税額は、平成22年度のうち平成23年3月11日以降に到来する税額及び平成23年度の税額とした。

- ① 判定件数 3,066件
- ② 判定状況
 - (ア) 承認 1,885件 (平成22年度分668件が重複で含まれている)
 - (イ) 不承認 436件
 - (ウ) 非課税 745件
- ③ 減免税額 122,036,600円
 - (ア) 市民税額 73,221,900円
 - (イ) 県民税額 48,814,700円
- ④ 減免の内訳

承認区分		件数	減免税額
半壊	1/2	1,986件	84,252,500円
	1/4	402件	25,323,400円
	1/8	74件	4,185,400円
	小計	2,462件	113,761,300円
全壊	全部	74件	5,814,900円
	1/2	10件	1,226,600円
	1/4	5件	428,300円
	小計	89件	7,469,800円
死亡	全部	2件	805,500円
合計		2,553件	122,036,600円

※ 全壊：住宅又は家財の損害程度が10分の5以上とする。

半壊：住宅又は家財の損害程度が10分の2以上10分の5未満とする。

※ 対象となる合計所得金額が1,000万円以下である方。

イ **個人市民税・県民税の雑損控除**

雑損控除の現行制度では、自然災害や盗難により住宅や家財に損害があった場合、損害が生じた年分の総所得金額等から所得控除ができ、控除しきれない場合には、以後3年の繰越が可能である。

平成23年6月市議会定例会議案第50号 福島市税条例の一部を改正する条例の制定により、東日本大震災により滅失又は損壊した住宅、30万円を超える贅沢品を除く家財の破損等に限り、本来平成24年度適用を平成23年度での適用を可能とし、併せて総所得金額等から単年度で控除しきれない場合には5年の繰越が可能とする特例を設けた。

- ① 雑損控除件数 837件
- ② 雑損控除額 1,967,008,229円
- ③ 減額市・県民税額 84,834,500円
 - (ア) 市民税額 50,901,700円
 - (イ) 県民税額 33,932,800円

ウ 個人市県民税の納期限の変更

平成23年6月市議会定例会議案第56号専決処分承認の件中、専決第13号 福島市税条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年3月31日付で承認され、東日本大震災に伴いライフラインの損壊、避難をはじめ市民生活に多くの影響があった納税者に対し、平成23年度普通徴収にかかる個人市民税の納期限を変更した。なお、個人県民税は、地方税法第41条において当該市町村の個人の市民税の賦課徴収により併せて行うこととなっているため、個人県民税も同様の対応となった。

今回は、全4期のうち3期分について変更した。

納期限の変更内容は、次のとおりである。

期 別	納 期 (変更前)	納 期 (変更後)
第 1 期	平成23年6月16日から同月30日まで	平成23年6月16日から8月1日まで
第 2 期	平成23年8月16日から同月31日まで	平成23年9月16日から同月30日まで
第 3 期	平成23年10月16日から同月31日まで	平成23年11月16日から同月30日まで
第 4 期	平成24年1月16日から同月31日まで	現 行 ど お り

※ 納税通知書発付日：平成23年6月13日（例年どおり）

エ 個人市民税、法人市民税、市たばこ税の申告期限の延長

東日本大震災によって被害を受け申告等ができない方のために、地方税法第20条の5の2及び福島市税条例第11条の2第1項の規定に基づき、市税に関する申告書類の提出に関する期限のうち、申告の義務を有するもので、その期限が平成23年3月11日以降に到来するものについて、その期限を延長した。

- ① 個人市民税（普通徴収に係るもの） 平成23年9月30日
- ② 法人市民税（納付期限を含む） 平成23年9月30日（一部地域は対象外）
- ③ 市たばこ税（手持品課税に係るもの） 平成23年5月31日

オ 入湯税の課税免除

平成23年6月市議会定例会議案第56号専決処分承認の件中、専決第13号 福島市税条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年3月31日付で承認され、東日本大震災による災害に係る被災者に対する入湯税の課税免除を行った。

- ① 対 象 者
 - (ア) 地震又は津波による被災者である者
 - (イ) 福島第一原子力発電所事故等により避難指示が出ている地域（20km内）、屋内退避の区域（20～30km）が含まれる市町村に住所を有し、当該地域から避難している者
※南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村、田村市、飯館村、いわき市、川俣町
- ② 免税する税額
 - (ア) 宿 泊 1人1日 150円
 - (イ) 日帰り及び自炊 1人1日 75円
- ③ 対象期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- ④ 課税免除対象件数 322, 544件（推定）
※平成22年度と平成23年度の比較による。

カ 軽自動車税の課税取消及び非課税代替車両

平成23年4月1日現在登録のあった軽自動車（一旦課税した）で、東日本大震災に伴い、地震や津波による破損や、原子力発電所事故等による車両持ち出し禁止により車両が使用できない場合に限って、総務大臣通知により課税の取り消しや代替車両の非課税措置を行った。

- ① 課税取消
 - (ア) 件 数 39件
 - (イ) 税 額 201, 800円

② 非課税代替車両

(ア) 件数 14件
 (イ) 税額 91,200円

■ **資産税課**

ア 固定資産税・都市計画税の減免

平成23年4月26日付け専決第16号 東日本大震災による被害者に対する市税の減免に関する条例制定により、東日本大震災により特に甚大な被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる者に対し、減免措置を行った。

対象となる税額は、平成22年度のうち平成23年3月11日以降に到来する税額及び平成23年度の税額とした。なお、減免の割合は下表のとおりである。

◇土地

損 害 の 程 度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

◇家屋

損 害 の 程 度	減免の割合
家屋が全壊と判定されたとき。	全部
家屋が大規模半壊と判定されたとき。	10分の6
家屋が半壊と判定されたとき。	10分の4

◇償却資産

損 害 の 程 度	減免の割合
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が10分の8以上であるとき。	全部
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
償却資産の価格に対するその減少した価値の割合が10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

① 減免件数及び減免額

◇土地・家屋

区 分	件 数 (所有者数)	減 免 額 (千円)				
		件数	固定資産税	件数	都市計画税	計
土 地	76	76	995	56	329	1,324
家 屋	4,444	4,444	176,129	3,099	33,585	209,714

◇償却資産

承 認 区 分		件数	固 定 資 産 税 減 免 税 額 (千円)
損 害 の 程 度	減免の割合		
被害割合が 8/10 以上	全 部	38	1,174
〃 6/10～8/10	8/10	8	94
〃 4/10～6/10	6/10	9	470
〃 2/10～4/10	4/10	41	6,736
計		75	8,474

※件数は、償却資産の種類ごとの件数のため、減免決定件数とは合致しない。

◇減免対象筆数及び棟数

○ 筆 数	全部被害	40 筆	○ 棟 数 (概数)	全 壊	851 棟
	8/10 被害	12 筆		大規模半壊	976 棟
	6/10 被害	39 筆		半壊(その他)	7,471 棟
	4/10 被害	29 筆		計	9,298 棟
	計	120 筆			

減免申請件数・減免税額等は、平成 25 年 3 月 31 日現在)

イ 固定資産税・都市計画税の納期限の延長

平成 23 年 3 月 31 日付け専決第 13 号 福島市税条例の一部を改正する条例制定により、東日本大震災に伴いライフラインの損壊、避難を始め市民生活に多くの影響があったことから、平成 23 年度固定資産税・都市計画税の納期を全 4 期のうち 2 期分について変更した。

納期限の変更内容は、次のとおりである。

期 別	納 期 (変更前)	納 期 (変更後)
第 1 期	平成 23 年 4 月 18 日から 5 月 2 日まで	平成 23 年 6 月 16 日から同月 30 日まで
第 2 期	平成 23 年 7 月 19 日から 8 月 1 日まで	平成 23 年 8 月 16 日から同月 31 日まで
第 3 期	平成 23 年 12 月 16 日から同月 26 日まで	現 行 ど お り
第 4 期	平成 24 年 2 月 16 日から同月 29 日まで	現 行 ど お り

※ 納税通知書発付日：平成 23 年 6 月 1 日

ウ 固定資産税に係る代替資産特例

震災による被災者救済のため、地方税法の改正に基づき、固定資産税及び都市計画税の課税特例措置を適用した。

① 震災により被災した土地・家屋・償却資産

- (a) 被災住宅用地の特例（地方税法附則第 56 条第 1 項）
大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後 10 年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。
※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。
- (b) 被災代替住宅用地の特例（地方税法附則第 56 条第 10 項）
被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後 3 年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。
※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。
- (c) 被災代替家屋の特例（地方税法附則第 56 条第 11 項）
大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4 年度分 2 分の 1、その後の 2 年度分 3 分の 1 を減額する。
- (d) 被災代替償却資産の特例（地方税法附則第 56 条第 12 項）
大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成 28 年 3 月 31 日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を 4 年度分 2 分の 1 とする。

② 原子力発電所事故により被災した土地・家屋・償却資産の特例

- (a) 代替土地の特例（地方税法附則第 56 条第 13 項）
大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域（警戒区域）内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、当該居住困難区域（警戒区域）の指定を解除する旨の公示があった日から起算して 3 か月を経過する日までの間に被災代替土地を取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後 3 年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。
※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。
- (b) 代替家屋の特例（地方税法附則第 56 条第 14 項）
大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域（警戒区域）内に所在していた家屋の所有者等が、当該居住困難区域（警戒区域）の解除の指示から 3 か月を経過する日までの間に被災代替家屋を取得した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち居住困難区域（警戒区域）内家屋の床面積相当分について、4 年度分 2 分の 1、その後の 2 年度分 3 分の 1 を減額する。
- (c) 代替償却資産の特例（地方税法附則第 56 条第 15 項）
大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域（警戒区域）内に所在していた償却資産の所有者等が、当該居住困難区域（警戒区域）の解除の指示から 3 か月を経過する日までの間に被災代替償却資産を取得した場合には、当該被災代替償却資産の課税標準を 4 年度分 2 分の 1 とする。

エ 固定資産税・都市計画税に係る原子力発電所事故に伴う対応

平成 24 年度の固定資産税評価替えにあたり、原子力災害の影響は人的被害・建物被害の状況によって、個々に把握することは困難であったことから、総務省通知による震災残価率及び損耗残価率を適用させることとし、土地については、地目に係わらず市内全域一律 10%、家屋については、市内全域一律 30%の価格補正減を行い土地及び家屋の評価を行った。

■ 納税課

ア 災害による期限延長への対応

福島市告示第 69 号により、当該納期限が平成 23 年 3 月 11 日以降に到来するもの【市県民税（特徴）、法人市民税、入湯税】について延長されているので、該当税目の該当月分以降は当分の間（5 月末まで）、督促等の請求手続及び滞納処分は行わないこととした。

イ 徴収の猶予

「罹災証明書」が交付された納税者には、地方税法を適用して徴収猶予申請書を提出することにより最長 1 年間徴収を猶予し、交付請求は行うが、新たな督促及び滞納処分は行わないこととした。

ウ 換価の猶予

地震により解雇、派遣打ち切り、雇い止めになった納税者においては、納税誓約書を取り交わすことにより換価の猶予を行い、督促等の請求手続は行うが約束履行中の場合は滞納処分を行わないこととした。

エ 延滞金の減免

延滞金の減免は、平成 23 年 3 月 11 日以降最大 1 年分について、「延滞金減免申請書」を徴した上で、本税・督促手数料の完納時に判断することとした。

オ 東日本大震災被災者の納税相談

催告書に「東日本大震災」の被害者に対する納税相談について記載し、相談に応じた。

カ 催告書の早期送付

平成 23 年 5 月下旬から「差押予告書」等を送付し、また、震災対応として通常 8 月に通知していた「催告書」を 6 月に送付して納付推進を図ったため、大きなトラブルも無く、収納率も 98.54% と過去最高となった。

キ 滞納処分の一時的な停止

東日本大震災以降、滞納処분을停止したが、差押予告書や催告書等による周知後、平成 23 年 6 月から滞納処분을再開した。特に減免等の手続きがないまま納付が遅れると延滞金が加算されることを説明し、早期整理に努めた。

■ 国保年金課

ア 国民健康保険税の減免

平成23年4月26日付専決第17号 東日本大震災による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例制定により、東日本大震災により特に甚大な被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる者に対し、減免措置を行った。

対象となる税額は、平成22年度のうち平成23年3月11日以降に到来する税額及び平成23年度の税額とした。

(単位：件、世帯、千円)

年度・区分	項目	件数		減免額	賦課区分	件数	減免額	
			実世帯数					
23 年 度 計	一 般	主たる生計維持者が死亡、行方不明又は重篤な傷病を負った世帯	-	-	-	医療分	1,913	94,984
		原子力災害特別措置法の規定等により避難対象となっている世帯	34	30	2,503			
		特定避難勧奨地点の指定を受け避難している世帯	1	1	6			
		納税義務者が障害者となったとき	-	-	-	支援分	1,913	32,738
		主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯	-	-	-			
		納税義務者等が所有する住宅・家財に損害を受けた世帯	45	43	4,532	介護分	1,913	14,789
		主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯	1,828	1,745	134,730			
		主たる生計維持者の収入の減少に対する減免	5	5	740			
		小計	1,913	1,824	142,511	小計		142,511
23 年 度 計	退 職 者 等	主たる生計維持者が死亡、行方不明又は重篤な傷病を負った世帯	-	-	-	医療分	121	9,551
		原子力災害特別措置法の規定等により避難対象となっている世帯	-	-	-			
		特定避難勧奨地点の指定を受け避難している世帯	-	-	-	支援分	121	3,337
		納税義務者が障害者となったとき	-	-	-			
		主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯	-	-	-	介護分	121	3,252
		納税義務者等が所有する住宅・家財に損害を受けた世帯	2	2	337			
		主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯	119	119	15,803			
		主たる生計維持者の収入の減少に対する減免	-	-	-			
		小計	121	121	16,140	小計		16,140
23 年 度 計	度 計	主たる生計維持者が死亡、行方不明又は重篤な傷病を負った世帯	-	-	-	医療分	2,034	104,535
		原子力災害特別措置法の規定等により避難対象となっている世帯	34	30	2,503			
		特定避難勧奨地点の指定を受け避難している世帯	1	1	6			
		納税義務者が障害者となったとき	-	-	-	支援分	2,034	36,075
		主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯	-	-	-			
		納税義務者等が所有する住宅・家財に損害を受けた世帯	47	45	4,869	介護分	2,034	18,041
		主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯	1,947	1,864	150,533			
		主たる生計維持者の収入の減少に対する減免	5	5	740			
		合計 (平成24年3月31日現在)	2,034	1,945	158,651	合計		158,651

イ 国民健康保険窓口一部負担金免除

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項第2号の規定等に基づき窓口一部負担金の免除措置及び還付を行なった。

○東日本大震災に係る窓口一部負担金免除証明書交付状況

(単位：件)

年度・区分		項目	証明書 交付数	
23 年 度	23	住家が全半壊（全半焼）又はこれに準ずる被災をしたため	3,136	
		主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため	1	
		主たる生計維持者の行方が不明のため	-	
	年	度	大震災により主たる生計維持者が事業を廃止又は休止したため	3
			大震災により主たる生計維持者が失業し、現在収入がないため	12
			福島原発の避難指示地域又は家屋退避指示地域に指定されたため	34
			福島原発の計画的避難区域又は緊急避難準備区域に指定されたため	30
計（平成24年3月31日現在）		3,216		

○東日本大震災に係る窓口一部負担金免除状況

(単位：件、千円)

年度・区分		項目	免除件数	免除額		
				一般	退職者等	
23 年 度	23	現物給付分 (平成23年3月診療分から平成24年2月診療分まで)	29,108	196,180	172,594	23,586
		現金給付（還付）分 (平成23年4月支給分から平成24年3月支給分まで)	12,887	41,233	36,381	4,852
	計（平成24年3月31日現在）		41,995	237,413	208,975	28,438

ウ 特定健康診査自己負担免除

○東日本大震災に係る特定健康診査自己負担免除状況

項目	年度	23年度 (平成24年3月31日現在)
特定健康診査自己負担免除証交付数		2,517人
特定健康診査受診者数		674人
	集団健診受診者	76人
	個別健診受診者	598人
特定健康診査自己負担金免除額		714千円
対象者の範囲		東日本大震災にかかる被災者で窓口一部負担金免除となる40歳以上の方

エ 後期高齢者医療保険料の減免

根拠法令：東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例

(単位：件、千円)

区 分	件数	減免額
主たる生計維持者の居住する住宅が損害を受けたもの	1,616	53,220
主たる生計維持者が死亡又は、重篤な傷病を負ったもの	0	0
主たる生計維持者が行方不明のもの	0	0
主たる生計維持者の収入減少によるもの	2	255
原子力災害対策特別措置法の規定による避難等を行っているもの	29	810
計	1,647	54,285

オ 後期高齢者医療窓口一部負担金免除

根拠法令：福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

東日本大震災に係る福島県後期高齢者医療一部負担金の免除取扱要綱

【免除証明書交付状況】

(単位：件)

区 分	交付数
主たる生計維持者の居住する住宅が損害を受けたもの	1,720
主たる生計維持者が死亡又は、重篤な傷病を負ったもの	0
主たる生計維持者が行方不明のもの	0
主たる生計維持者の収入減少によるもの	2
原子力災害対策特別措置法の規定による避難等を行っているもの	28
計	1,750

【一部負担金免除状況】

(単位：件、千円)

区 分	免除件数	免除額
現物給付分（平成24年2月診療分まで）	21,400	72,838
現金給付(還付)分（平成24年3月支給分まで）	7,054	15,781

カ 国民年金保険料免除申請の受付

国民年金保険料について、申請に基づく災害時の保険料免除の申請を受け付けた。

■ 長寿福祉課

ア 介護保険料の減免

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例を平成23年4月26日から施行し、減免を実施した。

① 介護保険料減免申請件数(平成25年3月14日現在)

・家屋全壊 140 件 ・家屋半壊 3,265 件 ・原発避難 30 件
合計 3,435 件

② 介護保険料減免額

・平成 23 年度	1) 原発事故避難者	22 件	719,000 円
	2) 家屋被害	3,071 件	73,273,700 円
	計	3,093 件	73,992,700 円
・平成 24 年度	1) 原発事故避難者	30 件	1,162,000 円
	2) 家屋被害	3,405 件	53,678,000 円
	計	3,435 件	54,840,000 円

イ 介護利用者負担額(利用料)、食費・居住費の減免

福島市介護保険利用者負担額減免要綱の減免に関する条例を平成23年6月21日から施行し、減免を実施した。

① 利用者負担額(利用料)減免申請件数(平成25年3月14日現在)

・減免申請件数 542件 (内 承認件数 506件、不承認件数 36件)

ア) 承認事由内訳 : 家屋全壊 25件、家屋大規模半壊 51件、家屋半壊等 405件
原発避難区域からの転入者等 25件

イ) 不承認事由内訳: 半壊に至らず等 36件

② 利用者負担額(利用料)減免額

・平成 23 年度	1) 原発事故避難者	15 件	
	2) 家屋被害	375 件	
	計	390 件	41,152,418 円
・平成 24 年度	1) 原発事故避難者	18 件	
	2) 家屋被害	488 件	
	計	506 件	43,001,311 円

③ 食費・居住費減免件数・減免額

(平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 2 月 28 日利用分のみ減免該当)

・ 211 件 26,152,825 円

ウ 介護認定事務

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(原発避難者特例法)に基づく特例事務

(ア) 要介護認定等に関する事務

a 震災当初の対応

震災当初は要介護認定の結果を待つ多くの高齢者がいたため、福島市介護認定審査会の開催を確保することに努力した。(被害に遭った、ガソリン不足の問題等)

震災から 1 週間程経過した平成23年3月18日に富岡町から避難してきた方が避難先で介護保険を利用したい旨の相談等があり、保険者に問い合わせたが機能してない状況にあるため、長寿福祉課においては地方自治法に基づく、事務委託の準備に取り掛かった。

その後、時間が経過するにつれ避難者からの相談が増え続け、その都度、保険者(避難元自治体)に問い合わせ対応を検討してきましたが、その後、国及び県より下記の通知等が出されたため、それに従い業務を行った。

< 国からの主な通知 >

- 平成23年3月12日 厚生労働省老健局介護保険計画課等通知
「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」
要旨:被災に伴い、被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難している者は氏名・住所・生年月日を申し立てることにより被保険者証を提示したときと同様にサービスを受けられる取扱いとする。
- 平成23年4月8日 厚生労働省老健局高齢者支援課通知
「東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて」
要旨:避難前の市町村と連絡を取り、当該市町村から認定に係る事務の委託を受けることにより要介護認定事務を代行することが可能である。
- 平成23年4月18日 厚生労働省老健局介護保険計画課等通知
「避難所等における介護保険サービス確保のための取り扱いについて」
要旨:避難先において、新たに介護サービスが必要になった場合や区分変更申請が必要となった場合は避難元の保険者(自治体)から事務委託を受けることにより避難先の自治体で要介護認定を行うことができる。

b 震災後の対応

平成23年8月に総務省自治行政局より「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」の概要が示され、それに基づく対応の準備を行った。

同法が平成24年 1 月1日施行され、以後は避難先の自治体で、避難された方々の要介護認定事務を担当することとなった。

震災時からの取扱い件数は下表のとおり。

1	申請又は調査依頼取扱い合計件数	…	353 件
2	福島市職員による 訪問調査件数	22年度のみ 23年度のみ 24年度のみ (平成22年度～現在) 通算	… 7 件 … 229 件 … 84 件 … 320 件

自治体毎の詳細については下表のとおり。

広域避難者要介護認定申請等対応一覧

【 年度別 】 平成25年1月31日現在

	平成22年度(23. 3. 11～)					平成23年度					平成24年度					計						
	申請受付				調査 依頼	申請受付				調査 依頼	申請受付				調査 依頼	申請受付				調査 依頼		
	受付 件数	訪問 調査	主治医 意見書	審査会		受付 件数	訪問 調査	主治医 意見書	審査会		受付 件数	訪問 調査	主治医 意見書	審査会		受付 件数	訪問 調査	主治医 意見書	審査会			
いわき市																						
田村市																						
南相馬市	6	2	2	2		34	23	23	22	69	2				30	42	25	25	24	99		
川俣町																						
広野町						1				1						1					1	
楡葉町						1	1	1	1							1	1	1	1			
富岡町	2	2	2	2		4	2	2	2	9	1				4	7	4	4	4	4	13	
大熊町						8	8	4	8	5	3	3	3		4	11	11	7	8	9		
双葉町	1	1	1	1		12	8	9	8	2					13	9	10	9	9	2		
浪江町	4	1	1	1		27	24	24	24	66	44	43	43	34		75	68	68	59	66		
川内村						4	4	4	4						4	4	4	4				
葛尾村	1	1	1	1		6	5	4	4	1					7	6	5	5	1			
飯館村						1	1	1	1						1	1	1	1				
計	14	7	7	7		98	76	72	74	153	50	46	46	34	38	162	129	125	115	191		

※平成24年1月以降は、原発避難者特例法による特例事務として対応

- 広域避難者に対する支援
 - ① 介護保険だよりの配付……介護保険情報を周知するため、避難者世帯3,000世帯に市政だよりに折込により配付。23年度から実施。
 - ② 情報誌「みんなのわ」の配付……介護予防、健康のための情報等を発信。避難者世帯へ市政だよりに折込により配付。23年度から実施。
 - ③ 元気・湯ったりサロン事業……福島市民のほか、広域避難65歳以上高齢者も対象。高齢者の心身の健康づくり、放射能事故による心のケアを図るために実施。
広域避難者：平成24年度実績2,264人。

■ 児童福祉課

ア 保育料の減免

東日本大震災に伴い、罹災した入所児童世帯の負担軽減のため、『福島県安心子ども基金特別対策事業補助金（東日本大震災に伴う保育所徴収金（保育料）及び児童入所施設徴収金の減免に対する支援）』を活用し保育料の減免措置を実施した。

- 実施期間 平成23年4月分～平成24年3月分までの1年間
- 対 象

- ①入所児童の属する世帯が居住するために使用している家屋

損害の程度	減免割合(月額)
家屋が半壊と判定されたとき	保育料の10分の4
家屋が大規模半壊と判定されたとき	保育料の10分の6
家屋が全壊と判定されたとき	保育料の全額

- ② 保育料の算定対象となっている父母または祖父母等が災害により

状 態	減免割合(月額)
死亡した場合	保育料の全額
障がい者になった場合	保育料の全額
長期入院した場合	保育料の全額
行方不明になった場合	保育料の全額

イ 児童扶養手当の災害等に係る特別措置

今回の東日本大震災に関して、災害その他やむを得ない理由による認定請求の取り扱い（児童扶養手当法第7条第2項）及び災害により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合の所得制限の特例措置（同法12条）の適用をした。

- ※ 同法第12条の規定により所得制限の特例措置を講ずるためには、事由が生じた日から14日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することが必要となっているが、被災状況書が14日以内に提出されなくても特別な事情がある場合には社会通念上許される範囲の期間内に提出されれば同法12条による所得制限の特例措置が行えるものとされている。

ウ 母子寡婦福祉貸付金の措置

母子及び寡婦福祉法施行令第19条の規定により、各種資金について、貸付を受けた者が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、1年以内の猶予期間を設けることを実施した。また、同法第8条第5項の規定により、住宅に被害を受けた者について、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の措置期間を、2年を超えない範囲内において延長をした。

■ 障がい福祉課

ア 障がい福祉サービス等の利用者負担額の減免

○減免対象者

サービスを利用する障がい者又はその属する世帯の主たる生計維持者が震災により

- ①住宅に2/10（半壊）以上の損害を受けた場合
 - ②死亡、障がい者、長期入院又は行方不明となった場合
 - ③業務が休廃止又は失職となった場合
 - ④福島第1、第2原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となり福島市へ転入された場合
- ※ 上記事由により利用者負担額が免除となる障がい者は、施設に入所したときの食費・居住費も免除となる。（短期入所及び日中一時支援の食費は免除対象外）

■ 市民課

ア 住民異動手続きの簡略化

- 被災地域から転入した転出証明書を提出できない住民に係る転入届について、次の事項を届出させることにより転入届を受理した。被災地域とは、災害救助法の適用を受けた市区町村である。

<届出に必要な事項>

異動者の氏名、新住所、転入した年月日、従前の住所、続柄（世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄）、転入前の住民票コード、届出をする者の出生の年月日、男女の別、戸籍の表示

<事務内容>

本市に本籍を有する者は、戸籍と照合し、その事実を確認した。

他市区町村に本籍を有する者は、当該本籍地市区町村に戸籍の記載事項について照会した。住民票コード及び従前の住所については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で確認した。

被災地域の市区町村に本籍を有する者で戸籍の記載事項について照会ができない場合は、住民基本台帳ネットワークの本人確認情報での確認を行った。

<対応窓口> 市民課総合窓口、東口・西口行政サービスコーナー、各支所、茂庭出張所

<実績>

（異動届受付期間）平成23年3月14日～6月9日

（届出件数） 75 件

イ 各種証明書の無料交付

- 大震災により被害を受け市営住宅に入居決定した市民が入居の際に必要な住民票の写し

<根拠法令> 福島市手数料条例第4条第1項第7号（市長が特別な理由があると認める場合）

<実施期間> 平成23年3月14日～平成24年12月28日

<対応窓口> 市民課総合窓口、東口・西口行政サービスコーナー、各支所、茂庭出張所

- 被災者を対象とした民間の借上げ住宅へ入居申込をする市民が必要な住民票の写し

<根拠法令> 福島市手数料条例第4条第1項第7号（市長が特別な理由があると認める場合）

<実施期間> 平成23年4月1日～平成23年12月28日

<対応窓口> 市民課総合窓口、東口・西口行政サービスコーナー、各支所、茂庭出張所

- 被災者生活再建支援法に基づく支援金支給申請をする市民が必要な住民票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書

<根拠法令> 福島市手数料条例第4条第1項第7号（市長が特別な理由があると認める場合）

<実施期間> 平成23年5月1日～平成24年4月10日

※外国人登録原票記載事項証明書は平成24年7月6日まで

<対応窓口> 市民課総合窓口、東口・西口行政サービスコーナー、各支所、茂庭出張所

※外国人登録原票記載事項証明書は市民課総合窓口のみ

○ 災害救助法に基づく住宅の応急修理（住民票の写し、所得証明書）

<根拠法令> 福島市手数料条例第4条第1項第7号（市長が特別な理由があると認める場合）

<実施期間> 平成23年4月25日～平成23年12月22日

<対応窓口> 市民課総合窓口、東口・西口行政サービスコーナー、各支所、茂庭出張所

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付（住民票の写し、所得証明書、印鑑登録証明書、連帯保証人の印鑑登録証明書）

<根拠法令> 福島市手数料条例第4条第1項第7号（市長が特別な理由があると認める場合）

<実施期間> 平成23年4月25日～現在も継続中

<対応窓口> 市民課総合窓口、東口・西口行政サービスコーナー、各支所、茂庭出張所

○ 大震災に係る損壊家屋等の解体処理（印鑑登録証明書）

<根拠法令> 福島市手数料条例第4条第1項第7号（市長が特別な理由があると認める場合）

<実施期間> 平成23年7月11日～平成24年3月30日

<対応窓口> 市民課総合窓口、東口・西口行政サービスコーナー、各支所、茂庭出張所

ウ 避難者情報システムへの登録の受付

<目的> 避難者に対する避難前の県や市区町村からの情報提供

<対象者> 被災地域から本市に避難している方

<根拠法令> 平成23年4月12日付け総務省通知

<登録内容> 氏名、生年月日、性別、避難前の住所、避難先（避難所、個人宅等）の情報

<受付窓口> 市民課総合窓口、東口・西口行政サービスコーナー、各支所、茂庭出張所

<登録実績> 39件（平成25年11月1日現在）

〔参考〕原発避難者特例法第7条第3項に基づく県からの通知を受けた避難者数
= 10, 149人（平成25年11月1日現在）

<実施期間> 平成23年4月25日～現在も継続中

<事務内容>

・登録を希望している避難者への周知（チラシ・HP）

<提供する情報>

・見舞金等の各種給付の連絡

・国民健康保険証の再発行

・税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知 など

(12) 商工・観光関係の措置

■ 商業労政課

ア 市制度資金の拡充

・震災特別枠の新設

・利子補給制度の新設

・復興イベント事業の新設

(ア) 東日本大震災に係る特別融資制度

■東日本大震災に係る特別融資制度

(福島市)

		一般融資		小口融資	
		一般枠 随時	震災特別枠 ～23.9.11まで (第1次)	一般枠 随時	震災特別枠 ～23.9.11まで (第1次)
1 条件	条件(災害)		直接・間接		直接・間接
	対象経費	運転・設備	運転・設備	運転・設備	運転・設備
	信用保証協会保証	あり 責任共有制度	あり 責任共有制度外・ 責任共有制度	なし	なし
	対象規模	中小事業者	中小事業者	20人以下の事業者	20人以下の事業者
	融資実行期限	年度内	平成23年9月11日	年度内	平成23年9月11日
2 限度額		2,000万円	2,000万円	500万円	300万円
3 利率	罹災証明あり (直接被害)	～5年 2.1% 5～10年 2.2% 10～15年 2.6%	1.5%以内	2.4%以内	2.0%以内
	風評・間接被害		1.7%以内		
4 貸付期間		運転10年以内 設備15年以内	10年以内	5年以内	5年以内
5 据置期間		1年	2年	1年	2年
6 保証料補助		全額	全額	なし	なし
7 利子補給		なし	3年度(26.3まで)、 全額	なし	1年度(24.3まで)、 全額
8 融資対象要件			罹災証明(半・全壊)・ 売上高減少率10%以上		罹災証明(半・全壊)・ 売上高減少率10%以上

(平成23年4月26日施行)

(イ) 福島市中小企業融資制度資金利子補給補助金

平成23年4月26日から平成23年9月11日の期間内に、一般融資震災特別枠4,000,000千円を限度として、及び小口融資震災特別枠201,000千円を限度として融資実行された資金に対し、約定利子額に相当する金額(全額)を利子補給補助金として交付する。

ただし、補助対象の期間については、一般融資震災特別枠は融資実行から3年度、小口融資震災特別枠は融資実行から1年度とする。

(ウ) 福島市小規模事業者経営改善資金利子補給事業費補助金

商工会議所等が行う「小規模事業者経営改善資金利子補給事業」(マル経資金)に対して、事業費の一部を補助する。

※年利率のうち、市が0.5%補助し、補助事業者が0.2%を負担する。

※平成24年3月31日までの融資実行分を対象とする。

(エ) 福島市商店街等復興イベント事業

落ち込んだ地域経済を立て直すため、復興イベント等を実施する商店街等に対し、その経費の一部を補助する。

① 補助対象者

「福島市中小企業振興条例」に規定する中小企業者

※商店街振興組合、任意の実行委員会等(共同団体)については、4人以上の中小企業者により組織する団体。

② 補助額

1事業あたり50万円まで。

ただし、市全体にかかる事業で市が共催する場合は300万円まで。

(1実施団体につき1回を限度。ただし、福島市中小企業振興条例に規定する「商店街イベント事業」との併用は可能とする。)

③ 補助対象事業

- ・市が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業
- ・避難者の誘客、参加を伴う事業
- ・広域的な連携を伴う事業（他市、他地域のイベントとの連携により実施する事業）
- ・復興を印象付けるのにふさわしい演出を伴う事業

イ 合同企業説明会（市主催）の参加対象企業の拡大

浜通り地域の企業や求職者も対象として含めた採用活動を支援した。

平成23年7月1日開催 会場：コラッセふくしま

参加企業：28社

参加求職者：108名（うち浜通り地域出身者3名）

■ 産業交流プラザ

ア 商工業・観光業賠償請求情報窓口の開設

期間 平成23年10月～平成24年7月

イ 福島原発事故に伴う放射能の影響や風評被害への対応

→・福島市内の企業を訪問し、工業製品等放射線計測、相談の受付、助言。

- ・放射線量測定機器貸出
- ・加工食品の放射能測定

(ア) 工業製品等の放射線量測定

a 開始時期……平成23年6月1日

b 測定実績 ※企業数はのべ数

年度	企業数	測定数	
		製品	空間
23	24	85	97
24	1	2	2
合計	25	87	99

(イ) 放射線量測定機器貸出

a 開始時期……平成23年7月20日

b 貸出実績 ※企業数はのべ数

年度	企業数
23	11
24	0
合計	11

(ウ) 加工食品の放射能測定

a 開始時期……平成24年3月1日

b 測定実績 ※企業数はのべ数

年度	企業数	測定数
23	21	29
24	75	249
合計	101	297

- ウ 防火・防災管理特例認定の許可取得（平成 24 年 12 月 5 日付 福島市消防長通知）
→取得にあたり、耐震処理基準を満たす耐震補強工事及び、備蓄物品の再確認、バックヤード等にある避難経路の整理を行った。

■ 観光課

ア 震災関連温泉地緊急支援事業

- ・風評被害等によるダメージを受けている各温泉地の観光協会等の基盤強化、被災者受け入れ等に対する緊急的な支援を実施（平成 25 年度まで継続中）
（各温泉地 5,000 千円を上限に 10 分の 10 を補助）

■ 企業立地課

ア 工業団地無償貸付事業

東日本大震災による被災企業及び原発事故による避難対象企業の事業再開支援等を目的に、福島地方土地開発公社の保有する市内工業団地のうち、松川工業団地、上名倉工業団地、佐倉西工業団地の指定区画（約 1,500 m²～5,000 m²）について、3 年以内の無償貸付を行っている。

イ 仮設住宅用地及び災害廃棄物仮置き場の提供

飯舘村及び浪江町の避難者のための応急仮設住宅用地や、災害廃棄物仮置き場として、工業団地内の未分譲地及び土地開発公社保有地の貸付けを行っている。

ウ 福島市企業立地促進条例の改正

福島県の「ふくしま産業復興企業立地補助金」事業に伴い、福島市企業立地促進条例を改正し、企業立地のための助成制度について、対象業種や助成期間の拡大等を行った。

エ 福島市企業立地懇談会の開催

首都圏の企業へ、福島市の復興に向けた施策や立地支援制度を紹介し、今後の企業誘致に結びつけるための懇談会を開催した。

オ 福島市立地企業懇話会研修会の開催

市内の誘致企業で構成される懇話会の研修会において、福島市放射能対策アドバイザーの石井慶造氏を講師に迎え、放射能への理解と対策のための講演を実施した。